

保福第 695 号  
平成 30 (2018) 年 10 月 16 日

関係各位 御中

栃木県保健福祉部次長兼保健福祉課長

栃木県災害福祉支援チーム員の登録に関する協力法人の募集について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、災害発生時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みを構築するため、県内福祉関係団体を構成員とする「栃木県災害福祉広域支援協議会」を立ち上げ、過日、福祉関係団体と「災害時の福祉支援体制の構築に関する協定」を締結したところです。

本協議会では、被災市町村からの求めに応じ、事前に登録いただいた福祉の専門職による支援チームを避難所等へ派遣し、福祉的支援活動を行うこととしています。

そこで、所属する職員をチーム員候補者として事前登録することに御協力いただける法人等を下記のとおり募集いたしますので、趣旨を御理解いただき、協力を希望される場合には、11月28日(水)までに必要書類を送付くださいますようお願いいたします。

なお、協力法人としての申し出・登録の流れ、チームの活動内容等については、添付資料を御確認いただくほか、下記のとおり開催する法人向け説明会も活用ください。

記

1 提出書類

(様式第1号) 栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書

(様式第2号) 栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録票

## 2 提出先

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県保健福祉部保健福祉課 地域福祉担当 宛

## 3 説明会の開催

日 時：平成30(2018)年11月12日(月)

【午前の部】10:00～ 【午後の部】14:00～

場 所：栃木県庁研修館講堂

参加申込：10月31日(水)までに別添1により FAXにて申送ください。

※内容は午前・午後どちらも同様となります。

※説明会へ出席いただけなかった場合でも、協力の申し出をいただくことは可能です。

## 4 その他

- ・12月頃を目途に、申し出をいただいた法人等と「栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定」を締結させていただきます。
- ・平成31(2019)年1月15日(火)には、今回届け出いただいたチーム員候補者に対する、「チーム員登録研修」を実施する予定です。
- ・特に、社会福祉法人においては、社会福祉法に規定する「地域における公益的な取組」の一環としての積極的な関与が期待されています。

## 5 添付書類

資料1 栃木県災害福祉広域支援ネットワーク概要図

資料2 栃木県災害福祉支援チーム 登録～派遣の流れ

資料3 栃木県災害派遣福祉支援チーム設置運営要領

保健福祉部保健福祉課

地域福祉担当 本多

電 話 028-623-3047

F A X 028-623-3131

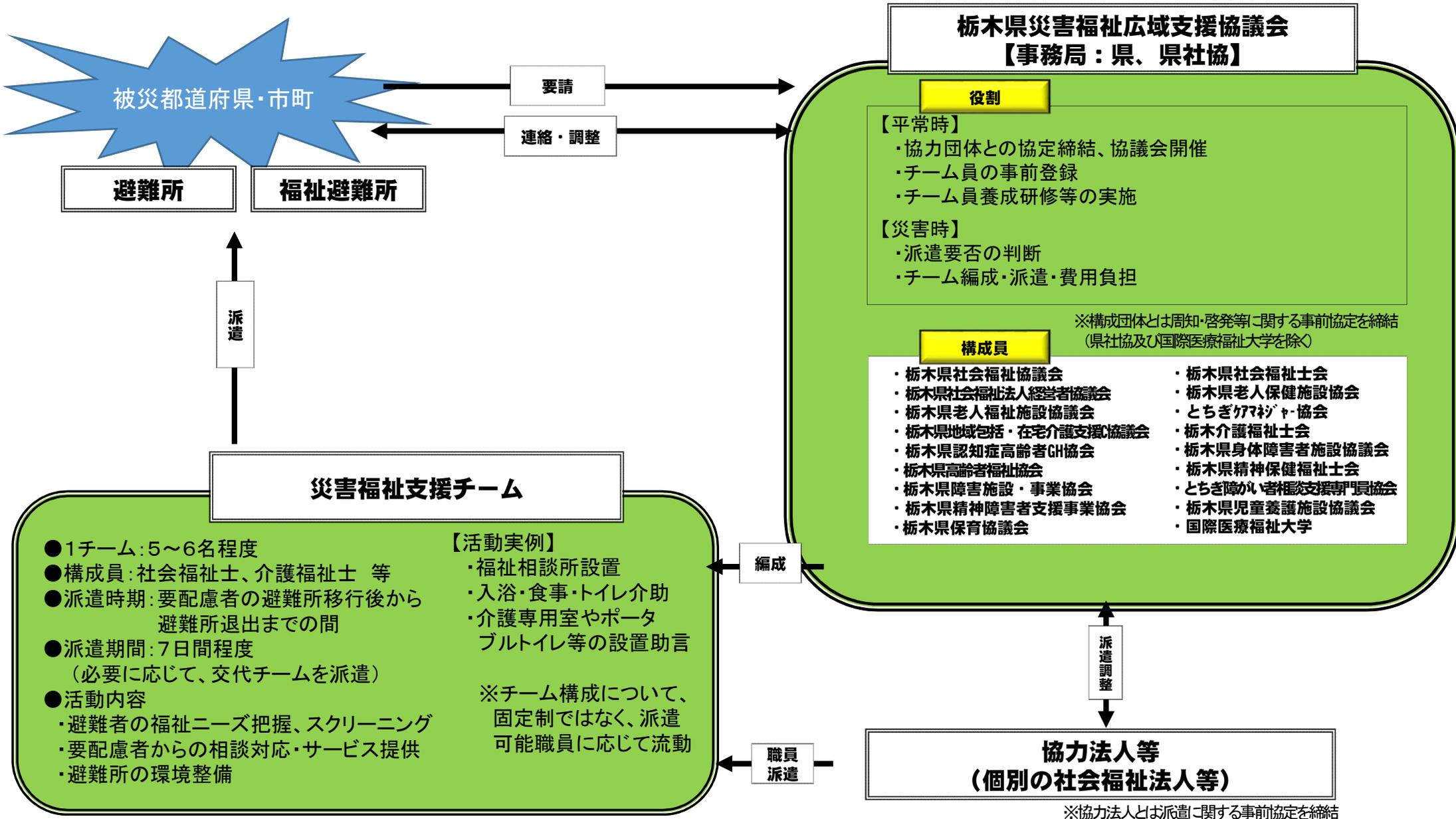
E-mail hondat03@pref.tochigi.lg.jp

# 別添 1

※送信票は不要です。このままお送りください。 **提出期限：10/31**

〒 「災害福祉支援チーム員」登録に関する法人向け説明会 出席者報告	
あて先  栃木県保健福祉部保健福祉課 地域福祉担当 本多宛て  FAX <b>028-623-3131</b>	送信者  法人名 _____ 記入者名 _____ TEL _____ E-mail _____
1 出席を希望する時間 (○を付してください)  午 前      ・      午 後  ※申込状況によっては、ご希望に添えない可能性もありますので御承知おきください。	
2 出席者  (1) 所属名 _____ 職氏名 _____  (2) 所属名 _____ 職氏名 _____  (3) 所属名 _____ 職氏名 _____  (4) 所属名 _____ 職氏名 _____	
3 質問事項等があればご記入ください。	

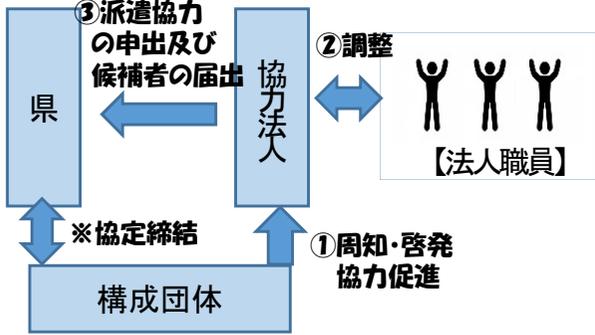
- 災害時における間接的な被災(いわゆる「二次災害」)を防ぐため、福祉関係団体と災害福祉広域支援ネットワークを形成し、福祉の専門職を避難所等に災害福祉チームとして派遣。
- 災害福祉支援チームは、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備などを実施。



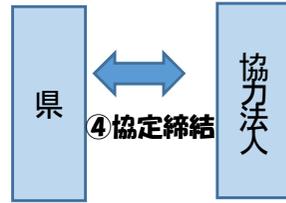
# 栃木県災害福祉支援チーム 登録～派遣の流れ（概要）

## 【登録】

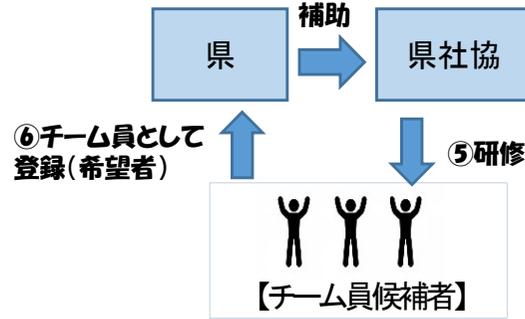
### 1 法人からの協力申出



### 2 協力法人との協定締結



### 3 候補者への研修及び登録



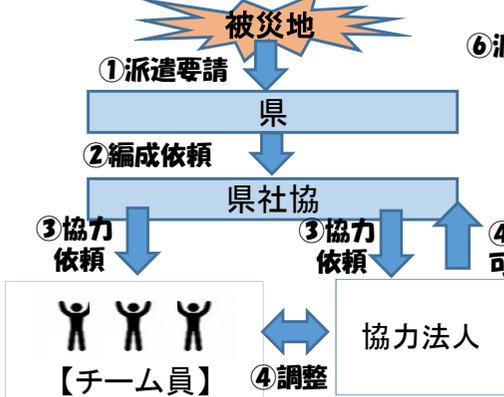
## 【主な手続き等】

- ① 構成団体から各法人等へ働きかけ
- ② 各法人等で職員と調整
- ③ 各法人から協力申出、チーム員候補者の届出
- ④ 申し出のあった法人と県で協定締結
- ⑤ チーム員候補者に対し研修を実施
- ⑥ 上記受講者の内、希望者をチーム員として登録

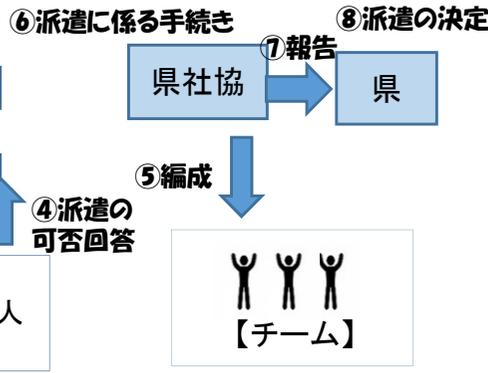
※チーム員登録簿は県で管理、県社協と共有

## 【派遣時】

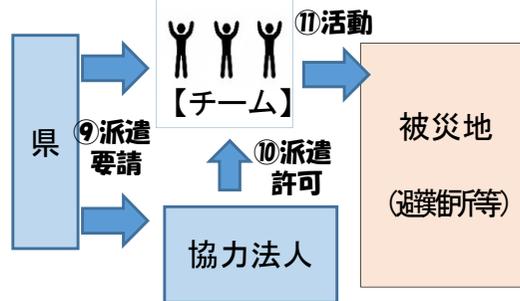
### 1 被災地からの要請



### 2 チーム編成



### 3 被災地へ派遣

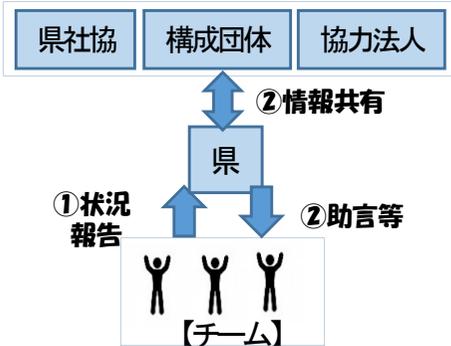


## 【主な手続き等】

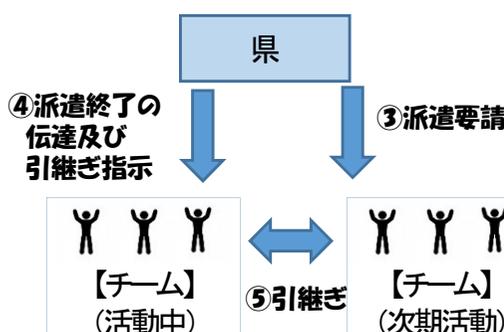
- ① 被災地から本県に対する派遣要請
- ② 県から県社協にチーム編成依頼
- ③ 県社協から協力法人へ協力依頼
- ④ 協力法人から派遣の可否回答
- ⑤ 県社協において、回答を踏まえたチーム編成
- ⑥ 派遣手続き(移動手段・宿泊先)の調整
- ⑦ チーム編成結果を県に報告
- ⑧ 報告を踏まえ、県がチーム派遣を決定
- ⑨ 県からチーム員・法人に対する派遣要請
- ⑩ 法人から職員への派遣許可
- ⑪ 県からの要請に基づき、避難所等での活動

## 【派遣後】

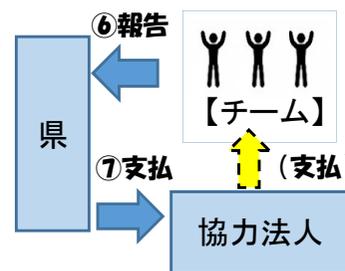
### 1 派遣期間中の情報共有



### 2 チーム活動の引継ぎ



### 3 派遣結果の報告及び経費支払

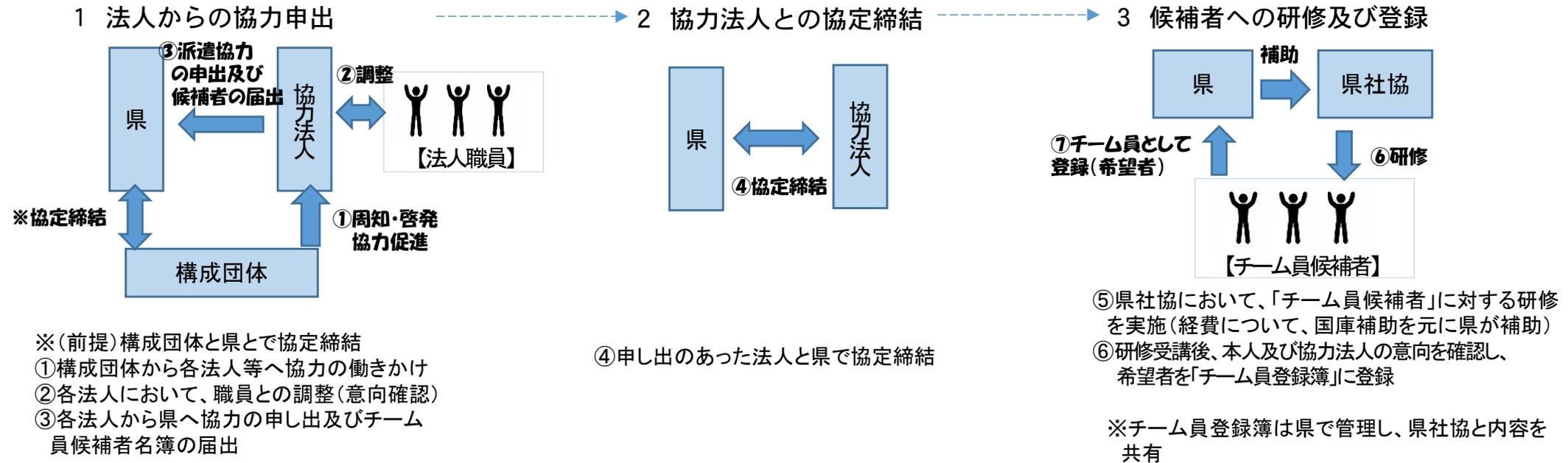


## 【主な手続き等】

- ① チームから県に対する状況報告(原則1回/日)
- ② 県からチーム員に対する助言等
- ③ 新たな派遣要請
- ④ 派遣終了伝達及びチーム活動の引継ぎ指示
- ⑤ チーム同士による引継ぎ
- ⑥ チームから県に対する活動報告
- ⑦ 実績を踏まえ、県から法人へ経費支払い(法人からチーム員に対する支払額は任意)

# 栃木県災害福祉支援チーム 「登録」の流れ（詳細）

## 【流れ】



※(前提)構成団体と県とで協定締結  
 ①構成団体から各法人等へ協力の働きかけ  
 ②各法人において、職員との調整(意向確認)  
 ③各法人から県へ協力の申し出及びチーム員候補者名簿の届出

④申し出のあった法人と県で協定締結

### 【構成団体との協定内容】

平常時: 会員等への周知・啓発・協力促進  
 災害時: 会員等に対する人員派遣の促進  
 チーム編成作業の補助

### 【届出内容】

・氏名、性別、経験年数 等  
 ※本届出はいわゆる「仮登録」状態であり、研修実施後に「本登録」となるイメージ

### 【協力法人との協定】

平常時: チーム員候補者の届出  
 災害時: 職員派遣

### 【研修内容】

日数: 1日間  
 内容: 災害時に生じる福祉ニーズ  
 福祉専門職の役割  
 (講義及び演習方式)

### 【登録内容】

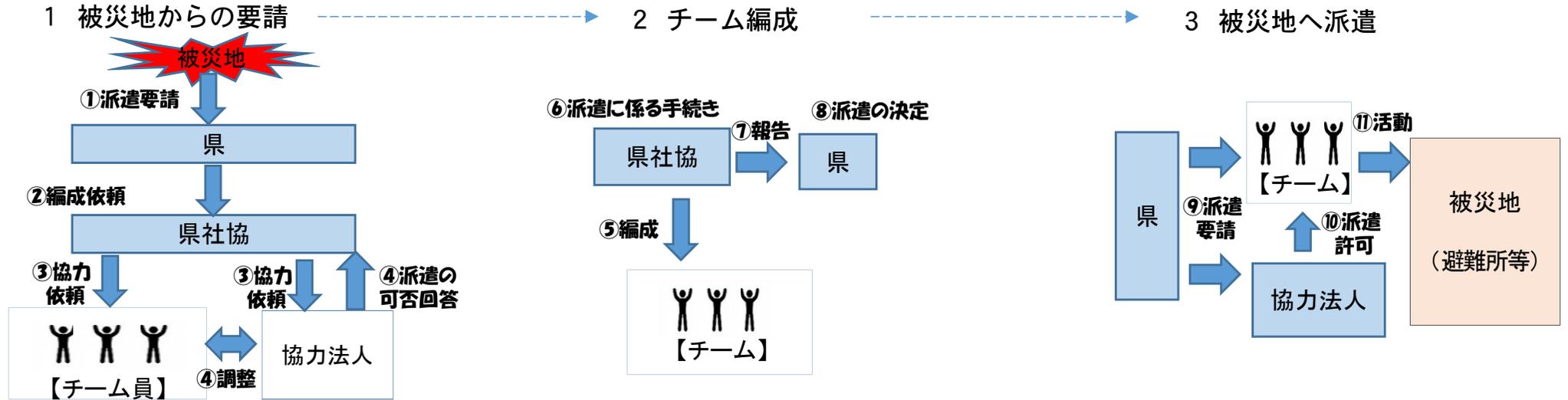
氏名、性別、経験年数、職歴、勤務先  
 電話番号、FAX、メールアドレス(法人及び個人)

## 【主な役割】

- 県 . . . . . 構成団体及び協力法人との協定、チーム員登録名簿の管理
- 県社協 . . . . . 研修の実施、チーム員登録名簿の共有
- 構成団体 . . . . . 県との協定、会員等への周知・啓発・協力促進、研修への意見
- 協力法人 . . . . . 県との協定、チーム員候補者の届出、チーム員候補者の研修への参加促進

# 栃木県災害福祉支援チーム 「派遣」の流れ（詳細）

## 【流れ】



- ①被災地から本県に対する派遣要請
- ②県から県社協に対し、チーム編成を依頼
- ③県社協から協力法人及びチーム員（個人）に対する協力依頼
- ④協力法人は、チーム員と調整の上、可否回答

- ⑤県社協において、県からの依頼内容及び協力法人からの回答を踏まえたチームを編成
- ⑥県社協において派遣に係る手続きを実施
- ⑦チーム編成結果を県に報告
- ⑧報告を踏まえ、チームの派遣を決定

- ⑨県からチーム員及び協力法人に対する派遣要請
- ⑩協力法人から職員への派遣許可（出張命令）
- ⑪県からの要請に基づき、避難所等で活動

### 【編成依頼時のポイント】

- ・チーム数、派遣期間、希望職種、当面の活動場所を明示した上で、県社協へ依頼

### 【意向確認のポイント】

- ・意向確認は、法人へのメール一斉送信等を想定
- ・協力法人はチーム員と調整の上、派遣可否（期間等）を県社協に対し、メール等で回答
- ・チーム員個人に対しては、法人へ協力依頼を行った旨の周知的意味合いでの協力依頼

### 【チーム編成時のポイント】

- ・1チーム4～6名程度で、県からの依頼内容を踏まえ、派遣職種を決定
- ・その他、性別、年齢を考慮
- ・チーム員の中から、リーダー及び連絡調整を果たす者をそれぞれ指名

### 【派遣に係る手続き】

- ・移動手段・宿泊先を確保

### 【派遣要請時のポイント】

- ・派遣要請時に期間を明示（1チーム概ね7日間程度）
- ・県が資機材の貸与・配布（活動用ピブス、連絡通信機器、消耗品 etc…）

## 【主な役割】

県・・・派遣の判断、最終的な派遣決定、協力法人等への派遣要請

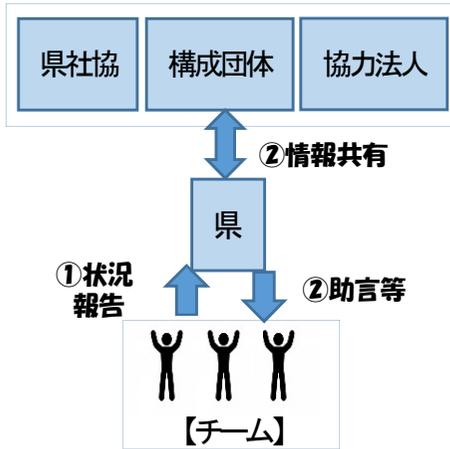
県社協・・・協力法人（チーム員）への意向確認、協力法人からの回答を踏まえたチーム編成

協力法人・・・チーム員との調整による派遣可否の判断、チーム員への派遣許可

# 栃木県災害福祉支援チーム 「派遣中」の流れ（詳細）

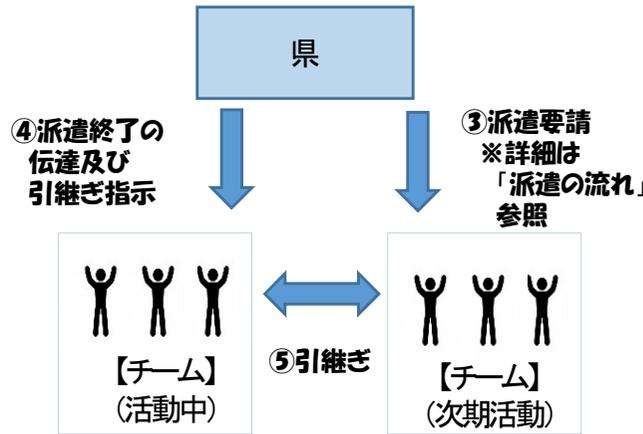
## 【流れ】

### 1 派遣期間中の情報共有



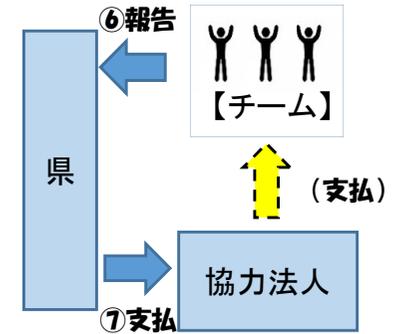
- ①チームから県に対する状況報告(原則1回/日)
- ②県からチーム員に対する助言及び構成団体等との情報共有

### 2 チーム活動の引継ぎ



- ③新たな派遣要請 (チーム派遣の継続が必要な場合)
- ④活動期間終了の伝達及びチーム活動の引継ぎ指示
- ⑤チーム同士による引継ぎ

### 3 派遣結果の報告及び経費支払



- ⑥チームから県に対する活動報告
- ⑦活動実績等を踏まえ、県から協力法人への各種経費支払い  
※協力法人からチーム員に対する支払額は任意

#### 【状況報告のポイント】

- ・活動内容、課題、派遣継続の必要性 等
- ※別途「情報報告リスト」等の作成を検討

#### 【引継ぎのポイント】

- ・活動状況、被災地ニーズ 等
- ・なお、引継ぎについて、他県チームへ行くことも想定される。
- ※別途「引継ぎシート」等の作成を検討

#### 【活動報告のポイント】

- ・相談対応件数、主なニーズ、課題 等
- ※別途「活動報告書」の作成を検討

#### 【主な支払い項目】

日当、旅費、超過勤務手当、消耗品費

## 【主な役割】

県 . . . . . チーム員及び被災地との情報共有、派遣終了の判断、経費支払い

構成団体 . . . . . 県との情報共有

協力法人 . . . . . 県との情報共有、経費の受入れ（派遣費用は原則精算払）

## 第1条 目的

この要領は、栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱に基づく、栃木県災害福祉支援チーム（以下、「チーム」という。）の設置及び編成並びに運営に関して必要な事項を定める。

## 第2条 派遣協定

- (1) チーム員の派遣に協力しようとする法人（以下、「協力法人」という）は栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書（様式第1号）を提出するとともに、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者を、栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録票（様式第2号）に記載し、県に提出するものとする。
- (2) 県は前項の提出を受けたときは、協力法人等と栃木県災害福祉支援チーム員の派遣に関する協定（様式第3号）を締結するものとする。
- (3) 協力法人等は、第1項の提出内容に変更が生じたとき又は辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第4号）により、速やかに県に提出するものとする。

## 第3条 チーム員の登録等

- (1) チーム員は、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。ただし、協力法人に所属していない者で、その他の条件を満たす場合はこの限りではない。
  - ア 別表に掲げる資格等を有し、協力法人等に勤務していること
  - イ 原則として3年以上の実務経験を有していること
  - ウ 協力法人等の長からチーム員候補者として前条第1項の届出がなされていること
  - エ 栃木県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）が実施する研修を受講していること
- (2) 県は、前項の要件を満たした者のうち、希望する者をチーム員として登録する。
- (3) チーム員登録名簿は県で管理することとし、県社協とその内容を共有する。

## 第4条 チームの派遣要請

- (1) 県は、チーム派遣が必要と判断した場合には、県社協に対し、文書又は口頭によりチームの編成を依頼するとともに、構成団体に対し、チームの編成に着手した旨を通知する。
- (2) 前項の依頼を受けた県社協は、協力法人及びチーム員に対し、メール又はFAXにより派遣への協力を要請する。また、構成団体は、前項の通知を受けた場合には、会員にチーム員派遣を促進するなど、県社協が行うチーム編成に関し、必要な協力を行うよう努めるものとする。
- (3) 前項の要請を受けた協力法人は、チーム員と調整のうえ、県社協に対し、メール又はFAXにより、速やかに派遣の可否を報告する。ただし、協力法人に所属していないチーム員については、県社協に対し直接派遣の可否を報告する。
- (4) 県社協は前項の報告を踏まえ、県と調整のうえ、チームを編成するとともに、交通手段や宿泊先を確保し、その結果を県に報告する。
- (5) 県は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、チーム員を派遣する協力法人及び派遣されるチーム員に派遣の決定を通知する。
- (6) チームの活動に当たって必要となる資機材等については、原則として県が準備するものとする。

(7) 第1項の判断を行う目安については、次のとおりとする。

- ア 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する市町村等から派遣要請があったとき
- イ 県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、国又は避難所を設置する都道府県等から派遣要請があったとき

#### 第5条 チームの編成等

- (1) チームは、1チーム当たり4～6名程度とする。
- (2) 1チーム当たりの活動期間は、原則としておおむね7日間（移動日を含む）とし、活動期間終了後も、チーム派遣が必要な場合は、順次交代チームを派遣する。
- (3) チームの活動期間は、原則として災害初期（発災からおおむね2ヶ月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。
- (4) 県社協は、チーム員の中からリーダー及び連絡調整を果たす者をそれぞれ指名できる。

#### 第6条 活動内容

- (1) チームは、市町等が設置する災害対策本部等に参集し、その指揮下で活動することを基本とし、次に掲げる活動を行うこととする。
  - ア 避難者等の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング
    - ・避難者等の福祉ニーズを把握し、災害対策本部等の関係機関へつなぐ。
    - ・緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつながるよう支援を行う。
    - ・避難者等の福祉課題をアセスメントし、関係者と共有を図り、支援体制のコーディネートを行う。 等
  - イ 避難者等からの相談対応及び介護を要する者への応急的支援
    - ・避難者等からの相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
    - ・避難所等において介護等の支援が必要な者がいる場合は、応急的に介護等支援を行う。 等
  - ウ 避難所等の環境整備
    - ・避難所等の環境面での福祉課題を把握し、その解消に向けた調整を行う。
    - ・要配慮者に考慮し、避難環境を良好に保つ。 等
- (2) チームは、前項に掲げるもののほか、福祉的支援として必要と認められる活動を行うものとする。
- (3) チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- (4) チームは、1日の活動が終了する都度、その活動状況等について、県に対し、口頭により報告する。
- (5) チームは、活動期間の終了に伴い、交代チームが派遣された場合には、交代チームに対し、その活動状況等について引継ぎを行う。
- (6) チームは、活動が終了した後、栃木県災害福祉支援チーム活動報告書（様式第5号）により、その活動結果等について県に報告する。ただし、災害の状況等により、文書による報告が困難である場合は、口頭での報告に代えることができるものとする。

## 第7条 研修等

協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の実施に努めるものとする。

## 第8条 費用負担等

- (1) チームの運営及び活動等に要する次の費用は、県が負担する。
  - ア 活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
  - イ その他の費用で、県が特に必要と認める費用
- (2) 第1項に基づく費用については、原則としてチーム員を派遣した協力法人に対し、活動報告書の確認後に支払うものとする。
- (3) 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

## 第9条 補足

この要領の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

## 附則

この要領は、平成30(2018)年9月7日から施行する。

## 別表(第3条関係)

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格等	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 保育士、ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、 生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員 等
その他	知事が認めた者

(様式第1号)

栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

法人名

代表者名

(電話番号 )

(FAX番号 )

(メールアドレス )

当法人は、「栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領」の規定に基づき、栃木県災害福祉支援チーム員の派遣について、協力することを申し出ます。

記

派遣元事業所

事業所名	所在地	派遣可能人数（見込数）	
		職種	人数



(様式第3号)

栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定

栃木県(以下、「甲」という。)と(協力法人名)(以下、「乙」という。)は、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領(以下、「チーム要領」という。)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)発生時に、避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下、「避難所等」という。)において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)を支援することを目的とした栃木県災害福祉支援チーム(以下、「チーム」という。)の派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(平常時の対応)

第2 乙は、栃木県災害福祉広域支援協議会(以下、「協議会」という。)の活動に協力するものとする。

2 乙は、所属する職員のうち、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者について、県に届け出ることとする。

3 乙は、前項の届出内容に変更が生じたとき又は辞退するときは、速やかに、県に届け出るものとする。

4 甲は、第2項の届出を受けた者で、チーム要領第3条に定める各要件に合致する者のうち、希望する者をチーム員として登録する。なお、チーム員登録名簿については甲が管理することとし、栃木県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)とその内容を共有する。

(大規模災害発生時の対応)

第3 甲は、チーム派遣が必要と判断した場合には、県社協に対し、文書又は口頭によりチーム員の編成を依頼する。

2 前項の依頼を受けた県社協は乙及びチーム員に対し、メール又はFAXにより派遣への協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、チーム員と調整のうえ、県社協に対し、メール又はFAXにより、速やかに派遣の可否を報告する。

(活動内容等)

第4 チームが活動に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者とする。

2 チーム員は、チーム要領第6条に定める活動を行うものとする。

3 チーム員は、施設等の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

(費用負担)

第5 甲の要請に基づき活動したチームの活動に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) その他の費用で、甲が特に必要と認める費用

(補償)

第6 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入する。

2 前項の費用は、甲の負担とする。

(定めのない事項)

第7 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県

知事

福 田 富

印

乙

印

(様式第4号)

## 登録事項変更等届出書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

法人名

代表者名

(電話番号 )

栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録簿で届け出た者の

登録事項に変更が生じた

登録を辞退したい

ので、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領の規定に基づき届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
氏名		
所属事業所		
その他		

(様式第5号)

## 栃木県災害福祉支援チーム活動報告書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

法人名

代表者名

(電話番号 )

栃木県災害福祉支援チームの派遣実績について、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領の規定に基づき届け出ます。

### 記

#### 1 派遣したチーム員

職種	氏名	活動期間	備考

#### 2 振込先口座

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義 (フリガナ)

3 活動内容

年月日	活動内容

4 実費負担額

金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

対象費用	費用の詳細
消耗品費	
交通費	
宿泊費	
通信運搬費	
有料道路通行料	
その他実費	

※領収書等の証拠書類を添付すること